

第 8 1 回大阪府森林審議会

平成 2 8 年 1 2 月 2 日

【司会（新納副主査）】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第 8 1 回大阪府森林審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課の新納でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会には、委員 1 4 名中 9 名の委員にご出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第 4 条の規定により、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめご了承願います。

次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず「次第」、裏面が「配付資料一覧」となっております。次に「大阪府森林審議会規程、委員名簿」でございます。次に「配席図」でございます。次に「大阪地域森林計画の変更に係る諮問書」の写しでございます。次から審議・報告関係資料となります。資料 1 「大阪地域森林計画の変更について」、資料 1（参考）、資料 2 「森林保全整備部会における議決事項報告について」、資料 3 「林地開発許可の実績報告について」、資料 4 「放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証について」、資料 4（参考）、以上でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、勝又みどり推進室長からご挨拶申し上げます。

【勝又みどり推進室長】 みどり推進室長の勝又でございます。第 8 1 回大阪府森林審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私ともお忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

今般、任期満了により委員の改選に当たりまして、委員の皆様にはご就任につきましてご快諾を賜り、まことにありがとうございました。また、後ほど事務局よりご紹介させていただきますが、新たに島田委員、藤田委員をお迎えすることとなりました。よろしくお願いいたします。

さて、国におかれましては、森林資源の再造成の確保、国産材の安定供給体制の構築、

森林の公益的機能の維持増進の3つの柱を目的とする森林法等の改正案が本年5月に国会において可決され、来年4月から施行される予定でございます。

主な改正点といたしましては、森林経営計画に鳥獣害防止に関する事項を認定要件に追加や、森林土地所有者の特定が困難となり隣地境界が不明といった問題が森林整備や木材の安定供給を妨げている要因となっていることを踏まえ、市町村が作成する林地台帳の規定の追加などとなっております。

また、国の平成29年度予算概算要求におけます主要課題といたしましては、林業の成長産業化への実現と自然災害に対する山地防災力の強化などが挙げられているところでございます。

本府におきましては、本年度より森林環境税を導入いたしまして、森林防災対策事業として土石流の発生を抑止する治山ダムや流木となる可能性のある危険木の伐採、搬出等により府民の安全・安心を守る取り組みを推進しており、また、持続的な森づくり、木材利用推進事業として基幹的な作業道の改良や木材の集積土場を設置するなどの基盤整備、また、木材利用といたしまして、保育園や幼稚園の子育て施設に特化いたしました床や壁等の内装木質化に対する必要経費の支援等を実施しているところでございます。

さて、本日の会議でございますが、最初に会長の選任をいただき、先に申し上げました森林法改正に伴う大阪地域森林計画の変更についてご審議いただいた後、前回の審議会以降に実施されました森林保全整備部会におけます議決事項、林地開発許可の実績や放置森林対策行動計画の進捗状況についてご報告させていただきます。委員の皆様方には、お時間をいただきましてありがとうございます。何とぞご協力の上、忌憚のないご意見、ご議論を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

【司会（新納副主査）】 ありがとうございます。

次に、本日ご出席いただいている委員の皆様をご紹介します。

（委員紹介）

【司会（新納副主査）】 それでは、議事に入らせていただきますが、本日の審議会は、委員改選後初めての開催となりますので、大阪府森林審議会規程第2条の規定により、まず委員の互選によりまして会長を選任いただく必要がございます。

つきましては、議事（1）会長の選任等につきまして、会長が選任されるまでの間、偕

越ではございますが、私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、議事（１）会長の選任につきまして、本審議会の会長について如何いたしましようか。

【奥野委員】 前回から引き続きまして、経験豊富な増田委員、２期目ということでもよろしくお願ひしたいと思いますが、皆様、如何でしょうか。お願いします。

【司会（新納副主査）】 ただいま奥野委員から増田委員を会長にというご発言がありました。委員の皆様、ほかにご意見ないということで、もう一度お諮りさせていただきます。

増田委員に会長をお願いするというご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【司会（新納副主査）】 ありがとうございます。

皆様、異議なしということでございますので、増田委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、これ以降の議事につきましては、審議会規程第５条第１項の規定によりまして、増田会長に議長をお願いしたいと存じます。

増田会長、議長席のほうへお願いします。

それでは、よろしくお願いします。

【増田会長】 それでは、まず、皆さん方のご推挙によりまして会長という大任を前期に引き続いて仰せつかりました。多分、特に大阪府下の森林、共通して大きな課題を保有しておりますし、つい最近批准しましたパリ協定におけるCO₂の削減も含めて、ますます木質化といいますか林業の重要性が出てこようかと思ひます。そういう中で、大阪府民８８０万人の背景にございます五万数千ヘクタールの森林をどう扱っていくのかということで、忌憚のない意見交換をしながら、有効な議論ができたらと思ひますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず初めに、審議会規程第２条第３項に基づく会長代行をあらかじめ選任したいと思ひますが、これも皆さん方、何かご意見ございませんでしょうか。

【奥野委員】 黒田委員にお願ひしたいと思ひます。増田会長のほうにはお願ひします。

【増田会長】 はい、わかりました。

ただいま、奥野委員のほうから黒田委員を会長代行にというご提案がございましたけれども、皆さん、ほかに何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りしたいと思います。

黒田委員に会長代行をお願いするというので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【増田会長】 ありがとうございます。

それでは、非常にお手数をかけますけれども、黒田委員には会長代行ということで、補佐のほどよろしくお願ひしたいと思います。

【黒田委員】 かしこまりました。

【増田会長】 それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事ですが、会長選任のほか、地域森林計画の変更についてが、議題でございます。そのほか報告案件として3件が予定されているということでございますので、前に進めてまいりたいと思います。

まず、林地開発許可などに関する事項を審議するために、森林保全整備部会を本審議会の中に設置しておりますけれども、その部会長及び部会委員につきましては、審議会規程第6条第2項、第3項の規定によりまして、何れも会長が指名するという事になっております。したがって、僭越ですけれども私のほうからご指名をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、部会長には、今回新任いただきました藤田委員に部会長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【藤田委員】 よろしくお願ひします。

【増田会長】 部会委員には、各種の専門的な領域を鑑みて、黒田委員、小杉委員、坂野上委員、長島委員、藤平委員、三好委員、それに私も参加させていただいて、7名で進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の審議に入ります前に、議事録の署名委員ですけれども、本日は長島委員と藤平委員のお二人をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

先ほど言いましたように、議事としては1点、報告案件としては3件でございます。議事の中の2、大阪地域森林計画の変更について。これは諮問でございますので、まず諮問内容について事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【栃原主査】 みどり推進室森づくり課の栃原と申します。よろしくお願ひします。私

のほうから大阪地域森林計画の変更について説明させていただきます。

まず最初に、お手元に配付しております諮問書の写し、大阪府知事から大阪府森林審議会会長宛てに、「森林法に基づく大阪地域森林計画の変更について」とある諮問書のコピーをご覧ください。

今回、森林法第5条第5項の規定に基づき、地域森林計画を変更するに当たりましては、森林法第6条第3項の規定により、本審議会への意見を求めるものであります。その諮問書をつけさせていただきます。

では、資料1に基づきまして、地域森林計画の変更についてご説明いたします。

まず1ページをご覧ください。

地域森林計画は、農林水産大臣が策定します全国森林計画に即しまして、対象とする森林の区域、森林の有する機能別の整備の方向や伐採、間伐、造林の整備目標などについて、都道府県知事が10年を1期としまして5年ごとに樹立するものです。そして、この計画を指針としまして、市町村長は市町村森林整備計画を策定することとなっています。

現在の大阪地域森林計画は平成27年度から平成36年度末までの計画となっています。

さて、今年5月に森林法等の一部を改正する法律が公布されまして、地域森林計画において掲げる事項が1項目追加されました。追加された事項は、九にあります「鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項」というものです。

この事項が追加された背景といたしましては、全国で近年、造林木に対する鹿等の食害といったものが急増しておりまして、そういった樹木の枯死や下層植生の消失によって、裸地化等森林の公益的機能に大きな影響を与えるなど、深刻化している状況があります。

このため、伐採後の適切な再造林と造林木の着実な成長を図る観点から、鳥獣害対策を行うべき地域といったものを明確にした上で、当該区域において重点的に鳥獣害対策を行えるよう森林計画制度が見直されたものです。

続きまして、2ページをご覧ください。

こちらに今回の大阪地域森林計画の変更内容、3点ございます。

1点目が、林地開発完了に伴う森林区域面積の変更に関するものです。今回、合計で154ヘクタールの森林区域の減少となっています。

2点目が、先ほど述べました森林法の一部改正に伴いまして鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針を追加及び現計画に記載してあ

る鳥獣の森林被害対策の方針を修正するものです。

そして3点目が、治山事業の計画量を30地区増加するものです。

詳細につきましては、3ページ以降に大阪地域森林計画変更の概要として記載しておりますので、こちらを用いて説明いたします。

最初に、林地開発完了に伴う森林区域の減少です。

今回、箕面市、茨木市、堺市、熊取町、阪南市の5市町の森林区域面積が、林地開発完了に伴い、それぞれ133ヘクタール、3ヘクタール、3ヘクタール、9ヘクタール、6ヘクタールの合計154ヘクタール減少いたします。

ここで、それらの詳細を見るために、資料1（参考）の資料をご覧ください。

まず大阪府北部の位置図をつけております。①が箕面市上止々呂美における水と緑の健康都市第Ⅰ区域の建設で、大規模ニュータウンの開発完了に伴う森林区域の縮小となります。②が茨木市大字福井における道路の新設に伴う森林区域の縮小になります。2ページをご覧くださいますと、南部の位置図がございまして、③が堺市南区逆瀬川における住宅地の造成に伴う森林区域の縮小、④が熊取町大字小谷における太陽光パネル設置に伴う森林区域の縮小、⑤が阪南市山中溪における太陽光パネル設置に伴う森林区域の縮小となっています。

3ページをご覧ください。

箕面市上止々呂美における水と緑の健康都市第Ⅰ区域ということで、こちらは住宅地等の造成を目的としたものです。建設に当たりましては、国土交通省、大阪府、箕面市及び民間事業者が協力して推進しており、基盤整備については、特定土地区画整理事業として大阪府が事業主体となって施工しております。

全体の区域といたしましては、第Ⅰ区域、第Ⅱ区域、第Ⅲ区域とありますが、全体3区域で314ヘクタールございまして、本件はそのうちの第Ⅰ区域に当たるものです。

4ページに地図をつけておりまして、オレンジ色に着色した部分がありますが、そちらの部分の部分が今回開発に伴い減少する区域になってございます。

5ページには、緑地等の配置図というのをつけております。こちらは事業区域の外縁部に緑地や公園等がまとまりのあるよう配置されています。これらの林地開発の完了に際しましては、災害防止、水害の防止、水の確保、環境の保全という林地開発の4つの基準がありますが、それぞれを満たす内容で適切に整備されたこと、今後も適切に管理される状況にあることを確認しています。

6 ページに、その完了確認をしたときの状況写真をつけております。緑地の様子や造成された公園、水路及び切り土法面の緑化状況、道路沿いの植栽などを確認しております。

以上を踏まえまして、本案件につきましては、事業区域全てが市街化区域に編入されておりまして、緑地等が市街化区域内の緑地として維持管理されるため、事業区域内の森林を全て森林区域から除外します。除外面積といたしましては、先ほど図面で見えていただいたオレンジ色の着色部分 1 3 3 . 1 3 ヘクタールとなっております。

これが①箕面市上止々呂美の案件でございます。

続きまして、②茨木市大字福井の案件でございます。

7 ページをご覧ください。

こちらは道路の新設でございまして、市街地から国際文化都市「彩都」、愛称を彩都と言いますが、こちらへアクセスする南北方向の幹線道路を東西に結ぶ道路を建設したものでございます。

先ほどと同じように、8 ページに減少区域の図面ということで、オレンジ色に着色した部分が、今回、道路の新設に伴い森林区域の減少するところでございます。

9 ページには緑地等の配置図をつけております。道路法面につきましては、厚層基材吹き付けにより緑化されております。先ほどと同じように、完了に際しては、林地開発基準を満たす内容で適切に整備されたこと、今後も適切に管理される状況にあることを確認しており、完了確認をしたときの状況写真といたしましては、10 ページにつけております。左側が道路法面ということで、厚層基材吹き付けにより緑化がなされている状況及びその周辺に緑地が残っている状況でございます。右側の写真が排水施設を適切に設けているという状況でございます。

以上を踏まえまして、本案件では、事業区域全てを茨木市が道路用地として維持管理することから、事業区域内の森林を全て森林区域から除外します。あわせて、事業区域外で開発により近接する森林と一体性がなくなった 0 . 1 2 ヘクタールの森林も森林区域から除外します。

9 ページの緑地等配置図をご覧くださいますと、カラーの資料をお持ちの方はわかりやすいかと思いますが、青線で示した事業区域の外に減少森林区域の黒線がある箇所が 2 カ所ございます。これらの部分につきましては、今回あわせて森林区域から除外すると判断しております。

全体といたしましては、この案件で 3 . 2 0 ヘクタールの減少となります。ちなみに 3 .

20ヘクタールといたしますのは、7ページの開発行為の面積のうち、しようとする森林面積（事業区域内の5条森林面積）の3.0ヘクタールと、その下の森林面積の用途別内訳のところに、参考として事業区域外の除外森林ということで0.12ヘクタールを記載しております。これらの2つを足した3.20ヘクタールを区域から除外するものでございます。

続きまして、③堺市南区逆瀬川の案件でございます。

11ページをご覧ください。

こちらは住宅地の造成で、泉北ニュータウンに近接した丘陵地に戸建て住宅地を分譲するための造成となっております。

同じく12ページには、オレンジ色で着色された部分が森林区域から除外する区域でございます。

13ページに緑地等の配置図をつけておりまして、事業区域の外縁部に緑地や公園等が一体となって、まとまりのあるよう配置されております。完了の確認に際しましては、林地開発基準を満たす内容で適切に整備されたこと、今後も適切に管理される状況にあることを確認しており、14ページにその完了確認をしたときの状況写真をつけております。こちらでは道路沿いの植栽の状況や造成された公園の写真をつけております。

以上を踏まえまして、本案件では、開発により確保される緑地等が全て堺市に帰属され、周辺の森林と森林施業上の関連性がなく、市が維持管理することから事業区域内の森林を全て森林区域から除外します。また、あわせて事業区域外で開発により近接する森林と一体性がなくなった0.08ヘクタールの森林も森林区域から除外します。全体といたしましては、この案件で2.96ヘクタールの減少となります。

続きまして、15ページになるのですが、④熊取町大字小谷の案件でございます。こちらは太陽光発電所用地の造成を目的に開発された案件でございます。

16ページをご覧くださいますと、同じくオレンジ色で着色された部分が森林区域から除外する地域となっております。

17ページには、事業区域外縁部等に緑地が適切に配置されていることが見てとれるかと思えます。完了に際しましては、林地開発基準を満たす内容で適切に整備されていること、今後も適切に管理される状況にあることを確認しておりまして、18ページにその際の写真をつけております。そこには、緑地の様子や太陽光パネルの設置状況及び法面下部の排水施設の設置状況をつけております。

なお、こちらの熊取町小谷の場所につきましては、もともと採石場の跡地であった平場を利用して太陽光パネルを設置しているものであり、切土や盛土が発生する造成行為はございませんでした。

以上を踏まえまして、本案件では、事業区域の外縁部に適切に緑地が配置され、施設内緑地として維持されるため、事業区域内の森林を全て森林区域から除外します。あわせて、事業区域外で開発により近接する森林と一体性のなくなった0.02ヘクタールの森林も森林区域から除外いたします。

全体といたしましては、この案件で8.63ヘクタールの減少となります。

最後に、19ページですが、こちらは阪南市山中溪における太陽光発電所用地の造成でございます。こちらにつきましても、先ほどの案件と同様に、採石場跡地の平場を利用した事業所用地の造成となっております。

20ページに減少区域の図面をつけておりますが、オレンジ色に着色した部分が減少区域、21ページには緑地配置図をつけておりまして、事業区域の外縁部等に適切に緑地が配置されています。完了に際しましては、林地開発基準を満たす内容で適切に整備されており、今後も適切に管理される状況にあることを確認しています。現場の確認状況の写真が22ページ、最後のページでございます。パネルの設置状況やその周辺の緑地の状況がわかるかと思えます。

以上を踏まえまして、本案件におきましては、事業区域の外縁部等に適切に緑地が計画され、施設内緑地として維持されるため、事業区域内の森林を全て森林区域から除外いたします。あわせまして、事業区域外で開発により近接する森林と一体性のなくなった0.27ヘクタールの森林も森林区域から除外いたします。全体といたしましては、この案件で5.80ヘクタールの減少となります。

以上が森林区域減少に係る個別の説明になります。

そうしましたら、資料1の4ページをご覧ください。

こちら、森林法の一部改正に伴い地域森林計画に記載する項目の追加、修正というものでございます。こちらは、市町村長が策定する市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域の設定及び当該区域における鳥獣害の防止の方法といったものを記載するのですが、その区域設定の基準や鳥獣害の防止の方法に関する方針については、地域森林計画に定めることとなっておりますので、こちらのア及びイに区域設定の基準と鳥獣害の防止の方法に関する方針をこのように定めております。

ちなみに、区域設定の基準につきましては、林野庁長官通知の「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」に基づいて、ニホンジカを対象として区域を設定することとされています。なお、地域の実情に応じて、必要があればニホンジカ以外の鳥獣についても林野庁長官通知の基準に基づいて定めるものとするということで記載しております。

イといたしましては、防止の方法に関する方針ですが、こちらは森林の的確な更新及び造林の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じ、対象鳥獣の別に当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有することと考えられる方法により、植栽木の保護または捕獲による鳥獣害防止対策を推進するということを記載しております。その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策と農業被害対策等との連携、調整に努めるという方針を定めております。

さらに、その他必要な事項といたしましては、市町村森林整備計画においては、鳥獣害防止の方法の実施状況を確認する方法を記載いたしますが、その確認方法についての方針は地域森林計画に定めることとなっておりますので、ここに記載しております。読み上げますと、「鳥獣害防止対策の実施状況については、対策実施者からの速やかな報告や適宜行う森林パトロール、必要に応じて実施する森林所有者等からの情報収集等を通じて確認を行うものとする」ということで定めさせていただきました。

また、これらの項目追加に伴いまして、現計画に記載されておりました鳥獣の森林被害対策の方針につきましては、「鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）」と修正しております。これは、先ほどの追加項目がニホンジカに特化するような形で別になりますので、それを除いたその他の鳥獣について、一般的な対策の方針を記載するということで定めたものでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

こちらは、近年局地的な集中豪雨が頻繁に発生しまして、土石流の発生時に溪流沿いの木を巻き込んで流れ出すことで、河川や水路を塞いで市街地における被害を拡大させる流木被害といったものが発生しています。これらの流木対策の観点から、現地精査をした結果、治山事業の計画量を30地区増加するものでございます。具体的な箇所については、こちらの下線を引いているところが数量が増加したところになってございますので、個々の読み上げは省略させていただきます。

資料の11ページからは今回の変更計画書の案をつけております。この計画変更に当たりましては、平成28年11月7日から28年11月30日まで、計画案の公告、縦覧を

いたしまして、その後、市町村等の関係機関への協議を行いまして、異議なしという回答をいただいております。本日、この審議会においてこちらの変更案が了承されましたら、年内に農林水産大臣と協議いたしまして、計画変更の決定を行い、公表するというスケジュールを考えております。

以上で地域森林計画の変更についての説明を終わらせていただきます。

【増田会長】 ありがとうございました。

ただいまご説明のありました地域森林計画の変更内容について、何かご意見、あるいはご質問等ございませんでしょうか。如何でしょうか。

【栗本委員】 林地開発による森林の減少区域の位置図とか写真を見せていただきましたが、緑地が整っているということをお聞きしたいのですが、緑地に対する基準など何かあるのでしょうか。見せてもらった写真によっては随分差異があるように思うのですが、何かこういう基準を満たしていれば緑地だということがあるのでしょうか。

【増田会長】 事務局のほう如何でしょうか。

【岡田（祐）主査】 私、森づくり課保全指導グループの岡田でございます。私のほうから説明させていただきます。

林地開発における森林の率の基準というのが定められておりまして、例えば工場や事業場の造成に係るものについては、そのまま触らずに残す森林を25%以上確保するという規定がございます。また、住宅地に関しましては、森林率は、住宅についてはそれが公園等になる場合もありますので、そういった緑地を含めて20%以上確保するという基準がございます。いずれの開発もその基準を超える森林が確保されているということから、適切であると判断しております。よろしいでしょうか。

【増田会長】 如何でしょうか。

【栗本委員】 いえ、そういうことではなくて、実際に緑がどういうふうに戻元して、例えば、6ページの写真で緑地の様子と書かれていますが、季節にもよりますが、これで緑地が完成しているとご判断されているのだらうと思いますし、厚層基材の吹き付けでも、芝生のような牧草が生えていればもう緑地と。先ほど、緑でなくても、牧草のようなものが生えていればもう緑地ですと、そういった基準があるのかどうかということをお聞きしたいなど。

例えば、18ページで緑地の様子と書かれておりますが、どういうふうにご判断されているのかなと思ひまして、お聞きした次第です。

【増田会長】 如何でしょうか。

【岡田（祐）主査】 引き続きお答えいたします。

緑地につきましては、1つはそのまま森林のまま残す、それが残置森林というものでございます。それ以外に、造成に伴って一度表面の土が剥がされる、いわゆる改変される部分につきましては、土壌改良などを行った上で改めて植栽を行っている造成森林というものがございます。それ以外に緑地としまして、特に住宅地などでは、子供たちの遊びの場になる公園という形の緑地と、それぞれタイプが違いますけれどもございます。

箕面市止々呂美につきましては、鹿がかなり生息しておるという関係もありまして、植えた低木類がかなり食べられてしまうという減少が生じております。そこで、そういった木の周辺に試験的に柵を設けて植生状況の回復を確認するといった手法をとりながら、今、継続的に観察を進めているところでございます。

よろしいでしょうか。

【増田会長】 よろしいですか。補足がございましたか。

【池口森づくり課参事】 ちょっと補足させていただきます。

栗本委員からご質問がありましたが、要するに、森林法でどこまで緑地の増えを見ていくかということですが、私どもとしましては、完了確認ということで、吹き付ける場所、植栽するところ、もしくは保全されているところを現地で確認しまして、その時点で森林法上はオーケーとしております。

ただ、それではその後どうなるかわからない、緑地が剥がされたり、いろんな問題があるのではないかと、生育不良があるのではないかとというご懸念等、当然あるかと思えます。そのあたりにつきましては、例えば、先ほど説明にありましたが、1つは、市街化区域に編入して都計法上で市町村に帰属されて、その公園担当課がきっちり見ていきますというところもあれば、大阪府の自然環境条例で、管理する者がその後、緑地として管理しますよという自然環境の協定を知事と結ぶ中で、我々は、その後も適正に維持管理されていなければ、それについては知事との協定違反ですよと申し上げていきますので、森林法上は植栽もしくは吹き付けが終わって、それについてどこで活着と判断するかというのがありますが、緑化工事が施工完了していれば、その時点で完了と考えております。

【増田会長】 よろしいですか。

【栗本委員】 はい。

【増田会長】 ほか如何でしょうか。

私のほうで教えていただきたいのですが、今回の鳥獣被害区域の設定というのは、具体的には市町村が行うのですね。方針は府の森林計画で入れて、具体的区域指定というのは市町村の計画で出てくるという理解でよろしいですか。

【栃原主査】 はい。府の定める地域森林計画では、あくまでどのような区域を設定するのかという基準を設けまして、それに基づいて市町村が策定します市町村森林整備計画において、我が市ではこの区域がそれに該当しますよというものを明示していただくという形になります。

【増田会長】 それは今後出てくるのですね。5万4,000ヘクタールのうち、大体どれぐらいを大阪府下で区域指定の対象になるのかというのを、粗々わかるのであれば知りたいなという意味でご質問させてもらったのですが。

【栃原主査】 具体的には各市町村における森林被害、例えば、鹿における森林被害の状況といったものも勘案しまして、あと、林野庁から、いわゆるモニタリング調査でこの地域に鹿が生息していますよというデータをいただきますので、そのようなものを総合的に勘案しまして、市域全域を被害区域として定めることもありますし、ここでは被害というものはそれほど出ていませんので設定しないというような判断につきましては、市町村が行うということになります。

【増田会長】 実態として見ると、要するに北摂地域は全域ニホンジカの被害に遭っていますよね。基本的に北摂山系は全部区域指定されるのか、あるいはその中からやはり何割ぐらいを指定されようとしているのかというのを少し知りたかったのですが。

【田中森林整備補佐】 確かに北摂でかなり鹿が出ているというのは事実ですが、鹿害が出るのは、主に新植をして、それが食べられるということが多いのですが、最近、北摂のほうでは、府内で新植しているという事例はそれほどありません。今回はそういう方針をまず決めて、この方針に基づいて市が今後考えていくということなので、現時点ではお答えできない状況です。

【増田会長】 なるほど。わかりました。

多分、新植の問題だけではなくて、要するに森林が更新しなくなるほど、やはりひこばえであろうと、実生苗であろうと、萌芽更新の新芽が全部食べられたりしているわけです。だから、単なる植林地の中の新植被害だけではなくて、森林そのものの更新の問題という認識です。そのあたりが、どういう形で具体的に認識されて、どれだけ具体的な対策、防鹿柵の設置なりどれぐらい具体的に展開していくのかということは、今後見ていかないと

仕方がないと思いますが、そういう意味で質問させていただいたということです。ありがとうございました。

ほか如何でしょうか。よろしいでしょうか。

【黒田委員】 どうしても行政的な判断でこれはちょっとすき間に落ちるかなと思う部分があるのですが、鹿の被害、森林被害となると、全部人工林となってしまいます。人工林は、最低限手当てしないとお金にかかわるということでできますが、今会長がおっしゃったのはむしろ雑木林、里山林で、天然更新、実生苗更新を全くしないということが近年どこの府県でもそうになっていますが、そこをどう扱うかということだと思います。そもそもこういう審議会は、もともと人工林をどうするかでスタートしていますので、非常にそこはいろいろな面で里山のことを言葉に入れなくて進んでしまう傾向があるのですが、やはり大阪府としては、実際に放置されてしまっている里山の林の更新というのをどう考えていくかということも、災害防止の意味などに広げて考える必要が出てくると思います。今すぐは難しくても、委員としてもそこを少しずつ意識していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【増田会長】 ありがとうございます。

何かお考えございますか。

【池口森づくり課参事】 今のご意見いただきましたが、確かに私どもはこの10年、放置森林対策、地球温暖化対策の一環として間伐を促進していくということで、放置森林対策行動計画というものを進めてきております。ちょうど今年が最終年度になります。今、黒田委員がおっしゃいましたように、これまでは人工林の間伐というのに焦点を当ててきましたけれども、これからの10年はやはり里山、広葉樹林というところにも視野を広げて、決して人工林を放っておくわけではないですが、今まで放置されていた人工林に的を絞っていたものを視野を広げて、そういう鳥獣害を含めて、府域の半分は広葉樹林がありますので、それらをどういう目標を持って実施していくのかと。

森林行政は50年100年という長い目になりますので、最近では目標設定が必要なのかという議論もありますけれども、やはり大阪府ではそういう将来像というのを持った上で取り組んでいきたいということもあります。

今日は、現在、放置森林対策は今年が最終年度ということですが、来年度は、また森林審議会の開催が増えて申しわけないですが、早いうちにご諮問させていただいて、大阪府域の広葉樹も含めた、里山林も含めた森林をどのようにするかというご意見をいただ

きながら、大阪府としてプランをつくっていきたいと考えております。

【増田会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【栗本委員】 誤解されているかもしれませんが、私ども森林組合は、林業において広葉樹も今でも利用しております。北摂の豊能・能勢地域においては、今もクヌギ林を伐採して、会長がおっしゃっていただきましたように、萌芽更新によって再生することをしております。現に今年もシイタケの原木が非常に不足しまして、どうやってもう1回若返らせて原木林に戻していくのかということも検討しておりますので、広葉樹だから何もしていない、利用していないということでは決してなくて、現在も利用しているということをどうぞご認識いただければと思います。

【増田会長】 ありがとうございます。

今日の報告案件の中でもございますけれども、次期の放置森林対策行動について、次年度積極的に議論していくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは、きょうご提案をいただきました大阪地域森林計画の変更について、原案どおりお認めいただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【増田会長】 ありがとうございます。

妥当とする旨、答申させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

議事はこれで終了ですけれども、引き続き報告案件が3つございます。

それでは、報告案件としまして、森林保全整備部会における議事決定事項報告についてと林地開発許可の実績報告、これはいずれも報告ですので一括して、あと先ほど少し議論に出ていました3については、別途議論するというところでよろしくお願ひします。

【岡田(祐)主査】 森づくり課保全指導グループの岡田でございます。私のほうから説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

森林保全整備部会における議決事項についてご報告いたします。

今年の8月17日に開催されました森林審議会森林保全整備部会において、大阪商事株式会社による泉佐野市日根野における太陽光発電施設用地の造成について諮問いたしました。

事業地は全てが森林区域で、その区域の面積は約24ヘクタール、そのうちこの開発に

係る面積、森林面積が約16ヘクタールで、事業者からは場内において切土、盛土によってバランスをとって施設用地を造成するという内容の申請が7月11日に提出されました。

計画は、林地開発における残置森林等の基準である25%を超える約32%の残置森林及び約7%の造成森林を事業地の周囲に配置し、施工においては、防災施設を先行実施するとともに、1度に大規模な土地の改変を行わずに、下流部から徐々に順次作業を進めるなど、安全面に配慮した計画となっていました。

森林保全整備部会においてご審議をいただき、この計画は妥当である旨のご回答をいただいております。

そのときに委員の皆様からご意見をいただきました造成森林への植栽樹種、植栽方法などにつきましては、事業者に緑化完了後における適切な維持管理を含めて指示を行い、緑化回復状況についても継続的に確認していくこととしております。

なお、この案件につきましては、9月30日に許可を行っております。許可期間は、許可日から平成30年10月1日までとし、防災施設を先行設置することなどの条件を付しております。現在、準備作業中であり、現地での造成行為は行われておりませんが、適切な開発が行われるよう、適宜施工状況についての確認を行うこととしております。

資料2の森林保全整備部会における議決事項についてのご報告は以上となります。

続きまして、資料3、林地開発の実績報告についてご報告いたします。

これは昨年度の審議会開催日、本年1月19日から12月1日までの期間における森林区域5ヘクタール未満の林地開発許可の実績です。

開発行為の目的は、全て土石の採取となっており、新規の許可はなく、採取計画の変更に伴う変更許可が4件となっております。これらの変更に伴って開発される森林面積が増加しており、新たに開発に係る森林面積の増加分は、合計で2,237.3ヘクタールとなっております。

5ヘクタール未満の許可の実績報告は以上となります。

資料3-2をご覧ください。

近年の開発傾向につきましてご説明いたします。

グラフは、過去5年間の新規の許可及び協議、変更により新たに開発される森林面積の増加分を開発行為の目的別に示したものです。ここで協議とは、森林法第10条の2第1項第1号及び第3号によりまして、許可が不要とされる国、地方公共団体などが行う事業について連絡調整をしたものを指しております。

協議においては、平成26年度の面積が突出しておりますが、これは茨木市域で行われている安威川ダム本体工事及びその関連工事のほか、彩都東部地区における土地区画整理事業によるものとなっております。

民間開発におきましては、新名神高速道路工事によるもののほか、採石場の更新に伴う区域の拡大、事業所、事業場の造成が主なものとなっております。

今年の森林保全整備部会でご審議いただいた太陽光発電施設用地の造成については、事業所、事業場の造成に該当しますが、25年度に4件約9ヘクタール、26年度に3件約4ヘクタールの許可実績があります。

資料3の林地開発許可等の実績報告については以上です。

【増田会長】 ありがとうございます。

ただいま報告いただきました2案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

私のほうから一、二教えてもらいたいのですが、これはヘクタールで下4桁まで表示されていますよね。こちら側の計画書はヘクタール単位ですよ。これはほんとうに下4桁まで精度を持っているのでしょうか。

【岡田（祐）主査】 これは林地開発許可申請の際には下4桁までとなっておりますので、単純にそれを合計しているだけでございます。

【増田会長】 わかりました。多分現地ではこれだけの精度はないと思いますが。

それが1点と、もう1点は、この事業目的で太陽光発電施設用地の造成と。これは資料3-2の分類でいうと、どの分類になりますか。

【岡田（祐）主査】 分類で言いますと縦のしま模様、平成28年度を見ていただければわかると思いますが。

【増田会長】 事業場の分類になるということですか。

【岡田（祐）主査】 事業所・事業場の造成というものに当たります。その上に太陽光パネルを張っているという位置づけになっております。

【増田会長】 わかりました。統計上どういう処理のされ方をしているのかなという、その2点だけ気になったものですから。

ほかよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして最後の報告案件ですけれども、放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証についてということで、ご説明よろしくお願ひしたいと思ひます。

【安藤森林支援補佐】 森づくり課森林支援グループの安藤と申します。

資料4をご覧ください。

放置森林対策行動計画は、大阪府が平成19年度に策定いたしました10カ年の計画でございます。平成24年度までの6年間を前期、それと平成25年12月に計画を見直しまして、平成25年度から今年度、平成28年度までの4年間を後期として取り組みを実施してございます。毎年、計画に基づく取り組み状況を本審議会の議事として進捗状況をご報告し、ご意見をいただいているということになってございます。

計画では、数値目標としまして、具体的に資料4「数値目標設定取組」の資料ですが、大きな4項目を定めまして、それらを達成するための具体的取り組みを含めて、毎年の進捗状況を確認してございます。

本日は、平成27年度、昨年度の進捗につきましてご報告申し上げます。

「数値目標設定取組」では、4つの数値目標を設定しました取り組みについて、グラフで示してございます。「主な具体的取組」では、細かいですが、これらを達成するための具体的な取り組みということで、今までの実績等を掲げてございます。

本日は主に「数値目標設定取組」のグラフのほうを使いまして、「主な具体的取組」も補足で使いながら説明をしたいと思いますと考えております。

1点目、人工林間伐実施面積でございます。左上のグラフでございますが、平成27年度の間伐面積は445ヘクタール、平成19年度からの累計間伐面積は6,844ヘクタールということで、目標値1万100ヘクタールに対する達成率は68%ということになっております。

平成24年度に国の間伐助成が切り捨て間伐から利用間伐を採択要件とするなど、制度が見直されました。以降、間伐実施面積が大幅に減少している状況です。しかしながら、平成24年度以降に制度化されました森林経営計画制度に基づきまして、経営計画の策定は着実に進められている状況です。

今後も森林経営計画の策定を促進いたしまして、森林所有者等による林内路網整備や搬出間伐を進めるとともに、防災など公益的機能の高度発揮が特に求められる森林は、保安林指定等を行いまして、公的管理によって間伐の実施を行って、適正な森林管理、保全を図ってまいりたいと考えております。

続きまして2点目、竹林整備の面積でございます。右上のグラフでございます。放置された森林と民間企業等とをマッチングして、森づくりに取り組むアドプトフォレスト制度

によるボランティア活動や里山保全活動への国の助成を活用いたしまして、竹林の整備を実施しております。

平成27年度におきましては106ヘクタールを実施いたしまして、累計で497ヘクタールとなっております。目標値は、ちょうど平成20年度の上にありますとおり、270ヘクタールということで、25年度に既に達成をしております、着実に竹林の整備が進められていると考えております。

特に竹林の整備に関しましては、企業と連携いたしましたこのアドプトフォレスト制度を活用いたしまして実施しております。平成27年度におきましては、新たに4つの企業に参画していただきまして、累計では58社で、協定面積は約60ヘクタールということで、アドプトフォレスト制度を活用しながら竹林の整備を行っている状況でございます。

それと、続きまして左下のグラフ、森林ボランティアの参加者数でございます。平成17年度に創設いたしましたおおさか山の日、今年から国においても山の日というのが制定されましたけれども、府におきましては平成17年度からおおさか山の日という取り組み、さらには山に親しむ推進月間ということで11月を定めております。この月間中の森づくり活動等の取り組みによりまして、さらには先ほどのアドプトフォレスト制度によりまして、今、森づくり活動等に参加する機会が増えているという状況をつくっております。

平成27年度は、目標値の年間1万5,000人に対しまして79%の達成率、1万1,777人の方々に森林ボランティア活動に参画いただきました。今後も活動の情報を幅広く発信するとともに、府民が森づくり活動等に興味を持っていただくという形で参加する機会を提供してまいりたいと考えております。

最後ですけれども、木材利用量ということでございます。右下のグラフでございます。丸太のグラフの中央ですが、平成27年度の府内産木材利用量は1万1,170立米／年ということでございます。目標量に向けました達成率は98%でございます。バイオマス利用につきましては32%でございます。

平成24年度の国の助成制度の見直し、または森林計画制度による施業の集約化、さらには路網の整備の促進によりまして木材の搬出が進み、結果といたしまして、府内産材の供給力が増加している状況です。また、木材の新たな用途開発、さらには加工施設の整備などに対しても支援を行ったことも木材利用量の増加になった要因の1つかと考えております。

一方で、バイオマス利用につきましては、バイオマス燃料生産施設の稼働の休止もござ

いまして、伸び率は低い状況です。ただ、昨年12月、大東市に5,750キロワットの木質バイオマス発電所が稼働しております。使用木質バイオマス燃料が原木換算では年間10万立米ということで、未利用材の供給先として、今、期待もありますし、稼働もしている状況です。

現在も地域の方々に自主的に自分の山から未利用材を運び出していただき、ある程度まとまった量で企業に買い取っていただく木の駅プロジェクトを府内数カ所で試行的に実施しているということで、バイオマス利用を一層進めるため、このような低コストで安定的に供給する体制の構築、特にこういった取り組みを森林所有者さんに積極的に周知、働きかけることが必要と考えております。

以上、簡単でございますが、4つの大きな項目ということで放置森林対策行動計画の進捗状況、27年度の実績ということで説明をさせていただきました。

引き続き、森林整備グループのほうから報告いたします。

【田中森林整備補佐】 森林整備グループ田中から資料4（参考）について説明させていただきます。

先ほどからお話にも出ていますが、放置森林対策行動計画につきましては、28年度末をもって終了することとなっております。そこで、この10年間の国と府の動き、それから成果について整理いたしましたのでご報告させていただきます。

まず平成18年9月ですが、森林・林業基本計画というものが変更されまして、その中で地球温暖化防止に向け森林吸収源対策を推進するということが決められました。それを受けて、それまでの造林補助事業、いわゆる切り捨て間伐への補助に加えまして、各種の交付金事業ですとか森林整備加速化・林業再生事業のような基金事業というものが設けられてきたということでございます。

これに伴いまして、大阪府では、平成19年から10年間を計画期間とした放置森林対策行動計画を策定いたしました。この中で、先ほど申しました10年間で1万100ヘクタールの間伐をするという目標を立てたところでございます。さらに、特に著しく間伐が遅れている区域を森林の有する機能を再生する必要がある地域を「森林機能再生重点地域」ということで、101カ所を指定いたしまして、この地域につきましては、交付金あるいは基金事業を重点的に活用しまして整備を進めてきたところでございます。

それから、平成20年5月ですが、この年に森林の間伐等の促進に関する特別措置法が成立されまして、この中で京都議定書の第1約束期間における間伐の促進をするというこ

とが定められております。ちなみに、このときは国際約束であります温暖化効果ガス6%のうち吸収源対策として3.8%、これは年間約55万ヘクタールの間伐が必要ということになりました。

平成21年12月には森林・林業再生プランが策定されまして、10年後に木材の自給率50%を目指すというプランが作成されました。

それと、23年4月には森林法が改正されて、森林経営計画制度というものが新たに設けられたということで、これをもちまして切り捨て間伐から利用間伐へと国の施策が大きく転換されたということがございます。それで、造林補助金につきましても、それまでの切り捨て間伐から搬出間伐、あるいは路網整備に対する補助に変わりましたし、加速化基金事業についても同じようにメニューが変更したということがございます。

これらを受けまして、大阪府のほうでも大阪府木材利用指針、造林補助事業実施要領を改訂いたしまして、造林補助事業につきましても、森林経営計画に基づいて行うものに限定して補助するという一方で、森林経営計画の策定を促進してまいっているところでございます。

さらには平成25年5月に森林の間伐等の促進に関する特別措置法が改正されまして、これは京都議定書の第2約束期間ということで、日本は不参加だったんですが、自主的な努力目標といたしまして、温室効果ガス3.8%の削減のうち森林吸収源対策として2.7%を確保するという一方で、年間約52万ヘクタールの間伐が必要ということになっております。

これらの国の施策の転換を受けまして、放置森林対策行動計画につきましても、平成25年12月に、新たに木材利用に対する目標値として、平成28年度末に年間1万4,000立米の木材を利用するという目標を掲げて改定したところでございます。

その後、平成27年12月には、与党の税制大綱の中で森林環境税等の新たな仕組みについての検討が始まったということがございます。

それから、大阪府のほうでは、今年度4月から森林環境税を導入いたしまして、特に大規模な経営計画地34地区に限定して、そこで自立化を促す対策として、基幹的作業道の整備や木材集積のための土場の整備による搬出間伐の促進ということを図ってまいることとしております。

また、平成28年11月、先月ですけれど、パリ協定の発効、批准がなされたということで、日本においても批准案が閣議決定されて、今、国会に提出されているという状況に

なっております。

「2 放置森林行動計画期間における森林整備の効果」ですが、それらをまとめますと、まず造林事業につきましては、平成23年までは間伐等の森林整備が遅れた公益的機能の低下に対する箇所での森林の造林補助事業を実施してきたということですが、平成24年からは、搬出間伐の促進によって木材利用を拡大する。それを通じて林業の再生、持続的な経営による森林の健全化に向けて森林経営計画地内に限定して補助事業を行っているところでございます。併せて、基金事業等を用いまして、森林機能再生重点地域に限定して優先的に間伐を実施してきたということでございます。そのほかに治山事業がございますので、この治山事業を活用して保安林機能の維持、それから強化をするために、治山事業での森林整備もあわせて行ってきたということでございます。

これらで間伐目標1万100ヘクタールに対して大体7割の間伐をこの10年間でやってきたということと、それから森林機能再生重点地域101カ所につきましては、その中の森林整備を必要とする区域は全て整備済みということで、重点地域につきましては一定その機能が回復したと我々は考えております。

それから、森林環境税を今年から導入したわけですが、大規模な34地区4,800ヘクタールありますが、この地域については、持続的な林業経営をして健全化を今後促進していくということでございます。

そこで、先ほどもお話がありました、来年の夏にはこの10年間の詳細な数字が出てきますので、残りの人工林をどうするのかという問題、加えて広葉樹林についてどうしていくのかということを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

【増田会長】 ありがとうございます。

放置森林対策行動計画の検証、あるいは27年度の実績というところでご報告をいただきましたけれども、何かご意見、あるいはご質問等ございますでしょうか。如何でしょうか。特によろしいでしょうか。

これは多分来年度の議論になろうかと思いますが、あくまでも放置森林対策は竹林及びスギ・ヒノキ林の人工林が対象でしたよね。次回は、やっぱりクヌギ・コナラ林・アカマツ林なんかも対象にとお考えでしょうか。

【池口森づくり課参事】 先ほど、資料4の参考資料でも説明させていただきましたように、COP3の京都議定書からCOP21のパリ協定まで、どうしても温暖化というのに

焦点が当てられたということで、森林に一定何を期待するのか。吸収源として、または蓄積するということで、間伐しましょう、利用しましょう、主伐した後には植栽をしましょうと。どうしても人工林に集中していた関係で、私どものほうも放置森林対策行動計画ということで、それに沿った計画を立ててきました。

ただ、今、増田会長が言われましたように、生物多様性といった面からも、残りの半分の広葉樹は計画を立てる必要がないか、そのまま健全に育っているのかということ、必ずしもそうではないということで、人工林だけでなく広葉樹林、里山林も含めた森林プランというのをきっちりと立てておく必要があると。

今、あるようでないというのが現状です。そういうのをどこで立てるかということ、やはりこの森林審議会というところに諮問してつくっていくということで進めていきたいと考えておりますので、非常に申しわけありませんが、来年、その辺の審議を皆様方のお力、お知恵をかりながらつくっていきたくて思っておりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

【増田会長】 はい、わかりました。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

【三宅委員（中村委員代理）】 府木連の三宅です。今、特に広葉樹の活用に関しまして、先ほど栗本組合長からも話がありましたが、府木連でも広葉樹を特にこれから増やして、今度また、今月森林管理局とも一緒になりまして、例えば中国地方に結構たくさんある広葉樹の活用をどんどん持ってこようと。今、結構広葉樹の需要というのは、例えばトラックの荷台とか家具とかいろんなことに使われます。そういったことに関しまして、やはり岡山県や島根県は非常に熱心ですので、近畿中国森林管理局も一緒になって、広範囲に流通できるようにしていきたいと考えております。それと、そういったデータをもってまた大阪の広葉樹林の活用も考えていきたいと。

それと同時に、広葉樹を活用した後でどうするかといいましたら、例えば早生樹種ですね。これは国の基本施策にさせていただいておりますが、例えばセンダンでしたら、10年たったら1尺ぐらいに大きくなります。ですから私どもは今、兵庫県や大阪の平林のほうでも、いろいろなところでセンダンなどを植えて、後の森の活性化になるようにしていきたいと考えております。そういう総合的な広葉樹対策がこれから国を挙げて必要だと思っておりますので、私どもは下流のほうからそれに取り組んでいきたいと考えております。よろしく申し上げます。

【増田会長】 ありがとうございます。

ほか如何でしょう。

【黒田委員】 今、広葉樹の利用のことで話題が出ましたので、そのところで今後、幾つかポイントがあると思います。

先ほどのお話では、やはり温暖化防止というところが前面に出やすいのですが、実際面は、それよりもむしろナラがどんどん枯れていることに関して、防災の観点、それから先ほどの鹿の観点、それからもう1つ利用に関しての視点が欠けています。使うとなると、全部薪として燃やそうという話になるので、非常にもったいないことが多い。根本的に考えてスタートするには、その辺の方針を立てるということから始めないといけないと思いますので、次の会議のときには、そういうところを皆さんと知恵を集めてということになろうかなと思います。

【増田会長】 ありがとうございます。

少し多様な視点で考えていかないと、家具利用も含めたりなど。ありがとうございます。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

一応、きょう予定しておりました報告案件までは終わりました。

最後ですけれども、その他です。その他何かこの際ですから何かご発言ございますでしょうか。

【三宅委員（中村委員代理）】 大阪府木材連合会の三宅でございます。

今、お手元の府木連の封筒の中に資料を入れております。

まず「鎮守の森に学ぶ」ということで、これは10月6日に増田先生にコーディネートしていただき、神社本庁の田中宮司にも来ていただきまして、鎮守の森と日本人との関係といったことのセミナーをいたしました。

それと「衣食住の総合的な健康維持増進ルネッサンス」ということで、私ども東京のほうでセミナーをしましたが、その概要を入れております。

特に府木連では、今後、こういうセミナーをした場合、厳しい予算ではありますが、必ずこういう全国紙に載せることで、少しでも木材活用に資していきたいと。そういった意味から、この「鎮守の森に学ぶ」は、増田先生から、「日本の森はいろいろな意味での人間とのかかわりがあった。現代はその関係性が非常に希薄になってきている。このため森の多様性が低下して、里山では松枯れとか、先ほど議論に出ておりますナラ枯れなんかがあって、鹿が非常に多なってきた。」と、そういった意味から、森林と人間の関係はどう

あるべきか、持続する仕組みを議論していきたい。その1つの答えが鎮守の森にあるのではないかということで、田中宮司も来ていただきまして、お話をさせていただいております。

例えば、今年の伊勢志摩サミットなどでも、世界の首脳が伊勢神宮を参拝したわけです。そのときに外務省が一神教の大統領が伊勢神宮に絶対に行かないということで反対しましたが、安倍総理の鶴の一声で大統領のみなさんがお伊勢さんへ参りました。やはり共通するのは、一神教であっても、やおよろずの神といえますか、日本人のそういう自然とともに生かされているという自然観が世界に非常に受け入れられたと。今、世界でイスラムとかいろんな闘争がありますが、それはやっぱり一神教であるがゆえで、まさにそういう日本人の自然と生かされている自然観が、これから世界を救う1つの大きなキーワードになるのではないかという田中宮司の話であります。

次に、木育・食育セミナーということで、私どもは、自分たちは木材・森林関係でありますので、木育を非常に大事にしておりますが、大きな目で見ますと、まだまだ食育といえますか、そういったもののほうが、ウェートから見ましたら、人々の人口に換算するなら食育が約7割、あと木育が3割ぐらいで、まだまだ一般に木育というのは、通用しないところもあります。

特にこれから免疫力を高める最先端の、学際的といえますかそういうことが大事であります。例えば、心を元気にする脳内物質のセロトニンというものがありますが、それは体内時計を整える働きを有するホルモンです。これは全て木材の成分や植物の成分に由来するわけでございまして、究極のところは、木育も食育も人間の抵抗性を高めるという意味からは同じであります。

これからはやはり衣食住の総合的な健康維持というのが絶対に大事でありまして、がんや、犯罪、発達障がいの問題などを学際的に解明しまして、なぜそういう木材、特に杉材が体に良いかということと、食べ物でもどんな食べ物が一番脳の効果から体に良いかということ、学際的にすることが必要であります。このページにありますように、これは京大の川井先生と淀川キリスト教病院、淀キリの谷先生、森林医療からも香川先生、そういう方それぞれ共通するもので、そういう新しい分野としまして総合的な健康維持のためのセミナーを開催いたしました。

これは東京で行ったわけですが、関東では非常にこういう食育関係の団体が多くて、数百人が来てくれました。今後、こういったことを国にも提案いたしまして、特にセロトニンというのが非常に大事でありますので、木材が何で体に良いということ、これは農学

部だけでなく、やはり医学部とか心理学とかいろいろ学際的にやっていく必要がございますので、これは特に木材活用のために私どもは進めてまいりたいと。

特に淀キリの谷先生の話では、徳之島ではなぜ長寿が多いかといいましたら、昔の自然食品をそのまま食べていたわけです。最近、徳之島でもやはりコンビニがどんどん出てきて、若い人なんかはそういうのをどんどん食べますので、そのおかげで脳梗塞とかが非常に多くなってきたと。長寿の島でもそういう問題が出てきております。そういったことと森林の問題、木材の問題は大いに関連しますので、そういったことを突き詰めていきたいと考えております。

それから、もう1点、「都市が実現する地方創生対策の提案」ということで、きょうもいろいろ下流のほうでの木材の活用という面がうたわれておりますが、都市の木質化で地球と地方と森を生かすということで、政令指定都市の、特に都市部の千葉、横浜、大阪、堺、広島、名古屋、福岡、そういうそれぞれの与党のというよりもオール関係の有志の市会議員が集まりまして、それを大阪が音頭をとりまして、政令指定都市の木材振興議員連盟の設立を林野庁、国交省と一緒にやっていこうと考えております。

その趣旨は、例えば、なぜ都市の木質化なのかということですが、パリ協定では、全ての国が協力して平均温度の上昇を2度以内に抑えるといったことがございます。日本はパリ協定を締結しておりますが、先ほど増田先生のお話にもありましたが、これ締結した以上はやっていかないといけないのですが、ほんとうにその覚悟がどこにもないというようなお話もいただいております。今後、都市のほうでもっともっと木材を、おざなりではなしに、ほんとうに制度化までしてやっていかなければいけないと考えております。都市の中に第2の森林をつくるという意味からも、木質化が必要であります。

これは黙っていても絶対にできませんので、そういう木材利用促進法案の制定以来、やはり耐火木材とかCLTといった新しい技術が開発されてきましたので、従来木材を使うとなりますと、やはり耐火の問題とか腐るとかいろいろなことがあってなかなか使えなかったわけですが、大型建築、高層建築においても木質化の実例があちこちでできてきたと。

特に大阪では、私どもまず梅北などに、これはURともいろいろ話を進めておりまして、大阪市とも今後話をしていけないといけないのですが、大阪の玄関にこれからどんどんビルが建つわけです。例えば、これは環境税の保育園の話と一緒にですが、一定面積のうち、例えば国は0.2と言われていますが、少し大きいので0.02立米ぐらいの木材を使った場合に容積率を緩和するとか、具体的にメリットを出すことによって進めていきたいと。こ

これは地方自治体、例えば大阪市がその気になればできるわけでございます。これは府県でやりますと、どうしてもどこの県もみんな自分のところの県産材とかそういったことにこだわるので、そうするとこれはまた動きませんので、まず政令指定都市がやるということで、何とかそういうことをやりたいと。とりあえず、大阪市の計画局長ともいろいろ話を進めまして、何とか大阪でもそういうことをやっていきたいと考えております。これは非常に林野庁、国交省のほうも何とか制度化をしていきたいということで、爆発的に木材を使う1つのよすがにしていきたいと考えております。

既に御堂筋でも、シオノギの旧本社ビルのところ、JSTビルなどはこういう木造化も図ってきておりまして、そういった意味からもやはり都市の中で木材を使うシステム化といたしますか、そういったことを私ども考えていきたい、具体的に動いていきたいと考えております。

以上、報告させていただきました。

【増田会長】 ありがとうございます。

川下側からの発想というのはとても大事ですけれども、そういう面でご発言いただいたということです。

その他案件ですけど、何かお気づきの点なりございますでしょうか。如何でしょうか。

多分グランフロントの第2エリアについては、1つのまちづくりの理念が「みどり」と「イノベーション」と言っております。その「みどり」と「イノベーション」、都市公園を4.5ヘクタールとって、トータルとして10ヘクタールのうち8ヘクタールを緑化すると言っている。そういう緑化というより、もう少し拡大して、こういう木質化や再生資源を利用した都市開発というあたりへ展開することによって、緑のイノベーションという方向へ行くのではないかと思うのですが。

日本の緑という言葉ですが、日本もガラパゴス化していて、世界的には環境に優しいというのは、「エコ」を使っている国というのはすごく少ないです。基本的には「グリーン」を使っています。オバマ大統領も「グリーン・ニューディール」と言われていて「エコ・ニューディール」ではないですね。そういう面でいうと、緑とかグリーンというのが、トータルとしての環境への配慮なりCO₂の削減と。そんなところへ行けばなと思えますが。もっと日本も環境に優しいという言葉で「エコ」という言葉ではなくて「グリーン」という言葉を世界的に共通して使うべきではないかなと思っています。

【三宅委員（中村委員代理）】 ぜひ増田会長、今後こういったことに関してどうぞご

指導よろしくお願ひいたします。

【増田会長】　　そうですね。

ほか如何でしょうか。

【奥野委員】　　今、大阪の山ですが、我々、一番悩んでいますのが、家の周りに大きな木を持ったとき、処理に大変苦勞しております。もう私の家にも100年近い栗とか柿の木がありまして、それを切るのにレッカーも入らないようなところ、その辺の木の処理の仕方、伐採の仕方が大変難しくなっていると思います。それから、神社仏閣でも大変な切り方で、レッカーが入るところであればいいのですが、今里山などでも放置されているところは、道がほとんどないところが放置されている。こういう問題、どういう形でそういう高齢樹の木を出していくのか。切り方をどうするのか。私らだったらもう空師を雇って木を切る以外はないだろうと。その辺、個人負担が大変厳しいので、あまり家の周りでは太くするなよと、今私ども山の関係者の中に言わせていただいています。

ただ、山の中に大きな木を置いていただいて、今、木連さんのお話にありましたように、神社仏閣の木をつくったり、いろんな形のものをつくっていかないと、今の国のやり方をしていましたら小さい林業地は全部潰れていくので、潰れないようないろいろな対策を私どもは林家としての考え方を進めてさせていただいているということです。

今、木連さんからもお話がありましたけれども、その中でどういう対応をしていったら良いのか、これも皆さん方にこれから大阪の山、人工林、あるいはこういう広葉樹の山もどういう守り方をしていったら良いのか、我々も考えているのですが、先生方のいろいろなご意見をお伺ひして、参考にさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【増田会長】　　わかりました。

ほか如何でしょうか。

【黒田委員】　　今、お話が出ましたので、私もずっと気になっていたことがありますので、一言ですけれども。

要するに、人が扱える太さというのは決まっていますので、昔、広葉樹は重いので10センチ少々で使ってきたと。半世紀放っておいて、今60センチになってしまった。ここで、災害リスクがものすごく高くなっていますので、今、災害リスクということを意識して里山林を扱う必要があって、そのところで太ければいいというものではなくて、場所に応じてということですね。神社仏閣に関しましても、今、倒木の被害が非常に危ないと

ころもあって、いろいろな意味で、これまでは緑があればあるほどいいという感覚から、もう少し人との共存ということを考えていかないというのが事実ですね。

そういうときに、私が森林保護関係の仕事をしていまして非常に危ないと思うのは、そういうことを担う人がもういなくなって、太い広葉樹を伐採できる人がいない。そうすると、人の養成からしないといけない。今度、利用しようと思うと、製材業関係がほとんど壊滅とか、いろんな生活の中で必要なサイクルの中のあちこちが切れてきているので、やはり人の問題も同時に森林のところに入ってくるというのがひとつ非常に最近特に気になっているところです。

もう1点は、先ほどグランフロントでこれからつくるという話も出ていますけれども、グリーンを扱うというのが非常にすき間なのですね。林学というのは、これまで林業を学んできた人たちが林業に関するいろいろな意見を出してやればよかった。ところが、緑に関しますと、なかなか造園の一部の分野の方しか対応できなくて、非常に手薄になっていると思います。そうすると、太くなり過ぎたらどうなるかという議論は全然入ってこない。

もう1点大阪府にお願いですが、造園職を採用され始めましたよね。ところが、指定が土木です。土木出身の方が受験資格です。ということは、林学系を出た学生は全く受けられない。つくるときの話だけでなく、20年後、30年後、緑をどうするかという意味での、広い視野で若手の採用も考えてほしいなと思いましたが、この場をかりてお願いいたします。

【増田会長】 如何でしょうか。よろしいでしょうか。

【藤田委員】 私は砂防のほうで土砂災害のことを特にやっていますが、最近の災害を見ると、やはり流木が多いというのがものすごく特徴です。例えば伊豆大島のように斜面から出てきている場合もあります。詳細に調査したわけではありませんが、最近、雨の量が多いので、今まで川でなかった、谷合いの溪流で水が行かなかったようなところもかなり水がきつく流れて、そういったところの木と一緒に流れていっているというのが多いのかなという気がしています。そういうところも整備していかないと、これがものすごく災害を助長していることになりますので、もしも検討されるのであれば、そういった視点も大事なことかなと思いました。

【増田会長】 多分森林の問題というのは吸収源対策だけではなくて、資源の再資源化ができるという話と、もう1つやはり今言う気候変動で、要するに異常降雨が出ているんですよね。大阪府の環境計画の中でも、1日100ミリ以上の雨がこれから倍加すると

われていると。そういう中での降雨対策をどう考えていくのか。これは非常に大きな問題で、雨は林地における問題と都市部における問題と両方大きな問題ですね。

要するに、都市部においては、もともと日本の下水道というのは時間50ミリをベースに展開してきていますので、今の降雨に対してもたないのは当たり前になってきていますが、それを全部やりかえることはできないですね。そうすると、何をやらないといけないかという、基本的には流出抑制みたいなことを考えていくと。そうすると、緑地や樹木や緑化というあたりは不可欠で、そういう流出抑制も含めてどう考えていくのかと。そのあたりもものすごく重要な視点だと思います。

それともう1つ大阪の特徴は、やはり大地形が発達して微地形が発達してなくて、非常に山が急峻なんですね。その辺の問題というのは、関東の、要するに大地形がなくて微地形の発達した首都圏と、関西圏で微地形が発達せずに大地形が発達している地勢学的な問題とでいうとかなり違うものですから、そのあたりもきっちり考えていかないと、しんどいところが多々あると。国の方はやはり関東圏域を見て議論されていますので、関西圏域の特徴みたいなものはきっちり大阪府あたりから伝達していかないとということだと思います。

ほか如何でしょうか。よろしいでしょうか。

【長島委員】 今、緑化の話も出たので1つ。いろいろな広葉樹のこれからの新しい林業をしていきたいと思いますというお話もありましたし、緑化の話もナラ枯れの後どうするかという話も関係してくるかと思いますが、これまで緑化というと、ほんとうに単純吹き付けとか、1つの樹種を植えるということになっていたと思います。これからはほんとうにいろんな樹種をどう植えていくのかという話になると思います。そういう意味では、新しい技術に果敢に挑みながらぜひ緑化をしていってほしいと。それは森林再生であり、新しい林業の形であるとは思いますが、そういうことも含めて、来年度からの広葉樹林、あと人工林、皆伐の後の造林ですね。どういう形で林業をしていくのか、どういう形で広葉樹林を再生していくのかということも含めて検討していただきたいと思います。

【増田会長】 ありがとうございます。

先ほど黒田先生がこういう連関の仕組みが切れていると。まさに私は造園ですが、郷土種をやるとか遺伝子混乱を発生させずに同じ流域の樹木で森林再生をしたいといったときに、苗屋さんがいない。非常に大きな問題です。全くゼロではないのですが、郷土種を育成しているトレーサビリティを持ったような苗産業というのが本当にごくわずかしかな

くて、郷土種を再生していくといったときに、なかなか再生できない。本当はそういう郷土種とか遺伝子混合を起こさない多様性を保有した苗産業から育成していかなければならない。その辺が非常に大きな問題です。日本のいろんな意味でのサイクルが途切れてしまって、ぶちぶちに分断されているという問題があって、そのあたりですよね。そのあたりも少し幅広に、来年、せっかくこういうところで議論していますので、そういう忌憚のない意見交換をしながら、大阪発という形でいろんな森林対策の案を出していければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

予定しておりました4時を少し回りましたが、今日の議題は全て終わったかと思ひます。どうもありがとうございました。事務局のほうにお返ししたいと思ひます。

【司会（新納副主査）】 ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたりまして貴重なご意見いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

これをおもちまして第81回大阪森林審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

—— 了 ——